

令和 5 年 6 月 1 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～宮城県の一部市町における洪水警報・注意報の暫定基準廃止～
(令和 4 年 5 月 19 日付配信資料に関するお知らせ関連)

洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところでは、

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の通り、令和 5 年 6 月 8 日 13 時（日本時間）をもって一部市町の洪水警報・注意報の暫定基準を廃止します。

記

○宮城県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）

以下の市町では、一部の領域（約 1km 四方の格子単位）に適用していた暫定基準を廃止します。暫定基準を継続する領域については、別紙をご覧ください。

暫定基準を廃止する市町

石巻市、南三陸町

以下の市では、一部の領域（約 1km 四方の格子単位）に適用している暫定基準を継続します。暫定基準を継続する領域については、別紙をご覧ください。

暫定基準を継続する市

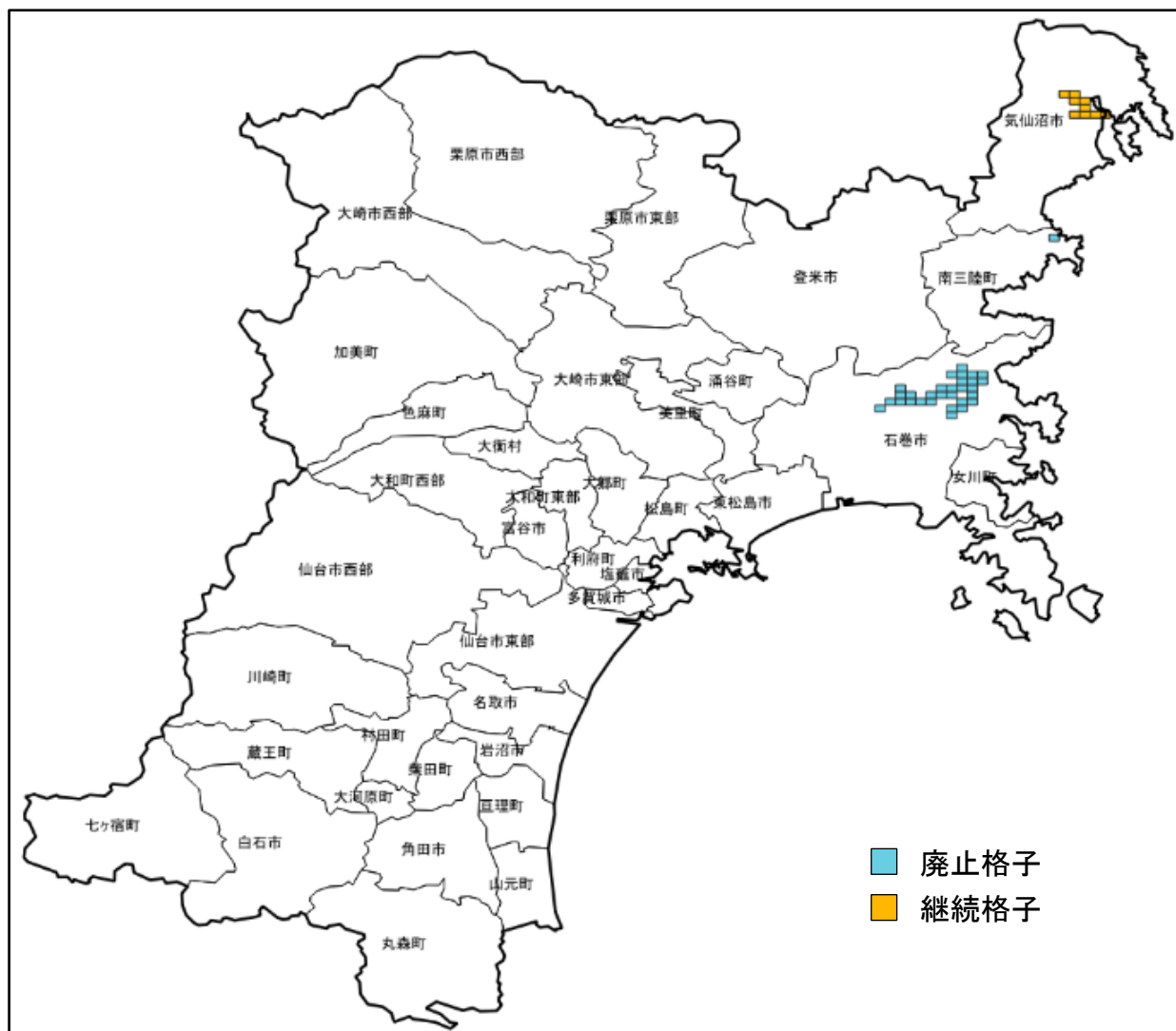
気仙沼市

以上

【参考】「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮した福島県の暫定基準の適用状況

福島県については、今回は変更ありません。現在暫定基準を適用しているのは以下の市町です。

- 福島県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）
南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町



洪水警報・注意報の暫定基準を廃止する格子及び継続する格子